

令和5年12月28日
沖縄防衛局

お知らせ

普天間飛行場における、令和4年度の回転翼機等の飛行状況調査結果について、お知らせします。

1 調査目的

平成19年8月に日米合同委員会で合意された「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）を踏まえ、普天間飛行場における回転翼機の飛行状況を把握するため、平成22年1月から本調査を実施している。

また、MV-22については、当該型機が平成24年度に配備された以降、調査を実施している。

2 調査概要及び結果

- (1) 調査期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（土日、祝日（米軍の祝日を含む。）及び地元行事日を除く。）
- (2) 調査方法：航跡観測装置及び映像観測装置（高所カメラ）を用いて普天間飛行場周辺を飛行する回転翼機等の航跡を測定。
- (3) 調査結果

本年度の調査期間における調査結果は以下のとおりであり、これまでと比較して大きな差異は見受けられなかった。

ア 場周経路について

今回の調査結果と「報告書」を照らし合わせたところ、全般的に「報告書」に記載されている場周経路に沿った飛行航跡を確認した。

イ 北東向き滑走路使用時の進入・出発経路について

全般的に「報告書」に記載されている進入・出発経路に沿った飛行航跡を確認した。特に、タンゴ・ポイント（中城村津覇付近）から飛行場へ進入する経路の大部分は、宜野湾市の住宅密集地域を迂回する飛行航跡（前田高地付近を通過し飛行場へ向かう経路）であることを確認した。

ウ 南西向き滑走路使用時の進入・出発経路について

全般的に「報告書」に記載されている進入・出発経路に沿った飛行航跡を確認した。特に、飛行場からタンゴ・ポイントへ向かう出発経路の大部分は、飛行場を離陸後、宜野湾市の住宅密集地域の南側を迂回する飛行航跡であることを確認した。

3 米側のコメント

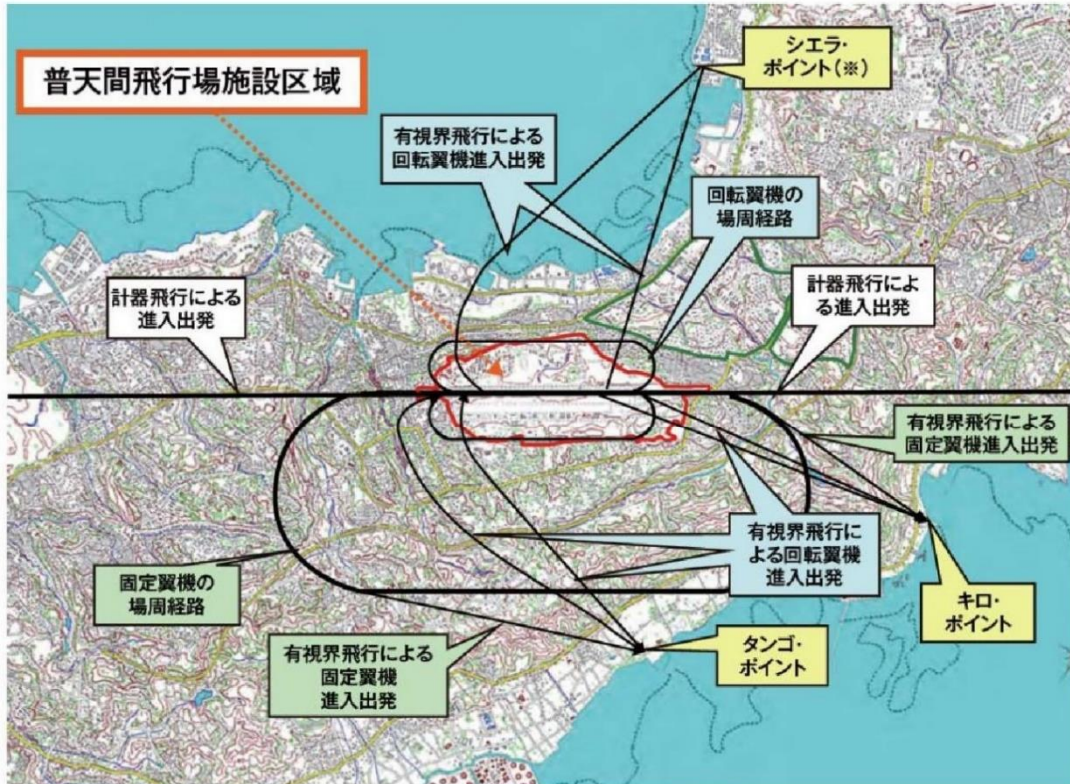
防衛省から米軍に対し、普天間飛行場の運用による周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めつつ、米軍機は全般的に、平成19年8月に日米合同委員会で合意した「報告書」に記載されている飛行経路に従った運用をしているものと評価している旨説明するとともに、報告書に基づく措置を引き続き履行することを求めた。

これに対し米軍からは、引き続き報告書を遵守し、航空機搭乗員等への継続的な教育を通して、地元にあぼす騒音の軽減対策を講じるよう努めるとともに、常に飛行の安全確保を優先する旨の回答を得ている。

以 上

参考

- 普天間飛行場周辺の飛行経路（MV-22 オスプレイパンフレット（2012年6月 防衛省発行）18頁）



※ 航空機は、通常、キロ・ポイント又はタンゴ・ポイントを経由して飛行する。シエラ・ポイントは、普天間飛行場の空域と嘉手納飛行場の空域間を飛行する際にのみ使用する。

- 報告書に記載のヘリの場周経路と出発・進入経路の概略図

